

第109回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	令和4年12月22日（木） 14時00分から14時30分		
開催場所	平塚市役所本館6階 619会議室		
出席者	委員	貝原会長、中西会長職務代理、伊東委員	
	処分庁	開発指導課 生沼課長、菅間課長代理、片桐主査	
	事務局	まちづくり政策部まちづくり政策課 平田課長、曾我課長代理、角田主査、石山主事	
欠席者	委員	白石委員、後藤委員	
会議公開の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議長	貝原会長		
会議録署名委員	中西会長職務代理		
<p>会議内容</p> <p>1 開会 事務局から、出席委員数が委員数5人の過半数に達しているため、平塚市開発審査会条例第6条第2項の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>議案1 提案基準第18 既存宅地に係る許可について（公開）</p> <p>・処分庁である開発指導課より説明があり、審議の結果承認となった。</p> <p>○委員質疑 開発区域の一部が都市計画道路にかかっている。説明資料によると、都市計画施設との関係について支障なしとあるが、都市計画決定されている都市計画道路がかかっている範囲での開発行為について、何か基準等はあるのか。また、基準等がないのなら、どのような考え方なのか。</p> <p>○処分庁回答 特に明確な基準等はありません。都市計画法第53条に適合するものであれば、開発許可についてもやむなしと考えております。</p>			

○委員質疑

開発区域の北側に水路がある。この水路部分は開発区域外であるにもかかわらず、土地利用計画図によると叩きコンクリートの施行をするという計画であるが、これはなぜ行うのか。

○処分庁回答

平塚市から事業者に要望し、行うものです。

○委員質疑

水路との境目に転落防止柵（木抗＋ロープ）とあるが、これはどのような構造のものなのか。

○処分庁回答

トラロープ等の簡易的なものです。最終的には、土地の購入者が各自外構工事等で柵等を設置するという計画です。

○委員質疑

この水路は、開発区域との高低差はどのくらいか。

○処分庁回答

最大で35cmとなります。

○委員質疑

開発道路は、既存の基準法外道路（農道）を拡幅するということか。また、この農道は通り抜けはできるのか。

○処分庁回答

基準法外道路（農道）の拡幅をするという計画です。また、通り抜けについては、可能となっています。

○委員質疑

開発道路部分が拡幅された場合、交通量が増えるおそれがある。それについての注意標識等は現地に設置される予定なのか。

○処分庁回答

注意標識等の設置は計画にはありません。また、交通量の増加については、ここより北と南に通り抜けのできる大きな道路があるので、特段交通量の増加はないと考えております。

3 その他

事務局より、令和4年度開発審査会年間開催日程について説明。

4 閉会

以上